

県内大会開催基準要項

趣旨 山口県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）の主催する各種大会は、本連盟の趣旨に則り高等学校生徒の発達段階に応ずると共に、大会の一層の発展と運営の円滑を図るため下の基準を設ける。なお、開催に当たっては、各競技種目の県統轄団体並びに開催地の関係団体、関係機関と緊密に連絡をとり実施すること

1 主催、共催、後援及び主管

- (1) 教育団体以外の団体を主催・共催者に加える場合は、本連盟会長の承認を必要とする。
- (2) 共 催 イ 当該競技種目の県統轄団体
 ロ 開催地の関係機関及び団体
 ハ その他会長が認める諸団体
- (3) 後 援 開催機関及び諸団体
- (4) 主 管 当該競技種目専門部

2 会場、期日の決定

- (1) 会場及び期日は本連盟専門部において関係機関及び団体と連絡をとって内定し、本連盟の議を経て決定する。
- (2) 大会時期及び大会実施方法を従来と変更する場合は、本連盟評議員会の承認を必要とする。

3 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、本連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により、大会参加資格を得たものに限る。
- (3) 年齢制限
平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
（　　の部分、令和7年度平成18年、令和8年度平成19年、・・・）
- (4) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームについては（公財）全国高等学校体育連盟「複数校合同チームによる大会への参加について」の考え方による。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）但し、一家転住等やむを得ない場合は、本連盟会長の許可があれば、この限りではない。

- (7) 外国人留学生の参加資格については、(公財)全国高等学校体育連盟規定に準ずる。
- (8) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在籍する学校の校長の承認を必要とする。
- (9) 参加選手の特例
 - ア 上記(1)、(2)に定める生徒以外で、(3)、(4)の参加資格を満たし、かつ、本連盟各専門部が推薦する生徒を、別途定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒は、同一競技3回限りとする。

「大会参加資格の別途定める規定」

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、高体連の大会への参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること
 - ① 大会参加を認める条件
 - ア (公財)全国高等学校体育連盟、中国高等学校体育連盟、本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成を認めない。
 - ウ 各学校にあっては、本連盟の大会に出場が認められ、中国・全国大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問の指導のもと適切に行われており、活動時間帯が高等学校にくらべて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - ② 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項、中国高等学校選手権大会開催基準要項及び本連盟主催大会各種大会開催基準要項を遵守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の注意を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

4 大会経費

- (1) 大会経費は、大会に参加する選手から徴収した大会運営費一部負担金(以下「負担金」という。)、大会参加料(以下「参加料」という。)、及び本連盟事務局からの専門部費で賄う。
- (2) 負担金及び参加料を徴収する大会は別に定めることとする。
- (3) 負担金及び参加料は各専門部が徴収する。

- (4) 負担金は、エントリーした人数に対し、一人あたり500円とする。
- (5) 参加料は、参加選手一人あたりの上限額を500円とする。
- (6) 参加料の各専門部別の徴収額は評議員会の承認を必要とする。

5 表彰

各競技種目の入賞数は、各種目の実施要項に定める。

6 大会役員

- (1) 大会役員は、原則、以下によるものとする。
 - ① 大会会長は、県高等学校体育連盟会長とする。
 - ② 大会名誉会長及び名誉副会長は、各競技種目別団体長及び共催団体の長とする。
 - ③ 副会長は、県高等学校体育連盟当該競技種目専門部長又は当該競技種目団体副会長等とする。
 - ④ 大会委員長は、県高等学校体育連盟当該競技種目専門委員長とする。
 - ⑤ 顧問、参与は関係団体役員及び高等学校体育連盟関係役員から選ぶ。
- (2) 役員委嘱は、本連盟会長名で行う。

7 その他

大会参加資格及び競技規則は原則として全国高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずる。

附	則	本基準要項は昭和50年4月26日より実施する。		
		昭和63年	4月27日	一部改正
		平成6年	5月1日	一部改正
		平成10年	4月17日	一部改正
		平成17年	4月22日	一部改正
		平成19年	4月26日	一部改正
		平成26年	4月15日	一部改正
		平成27年	4月14日	一部改正
		平成28年	4月12日	一部改正
		令和7年	4月16日	一部改正

細 則

- 1 大会はつとめて実質的に運営し、諸経費の節約を図るように努める。
- 2 代表者会議等は簡素に行う。
- 3 生徒の宿泊先は教育環境を考慮する。
- 4 大会経費は、大会参加料、大会運営費一部負担金、専門部費の順に支出する。
- 5 専門部費については、以下のとおりとする。
 - ・専門部費は、10万円以上とする。
 - ・余剰金は、年度末に本連盟事務局へ納入する。
 - ・不足が生じた場合は、本連盟が再配分する。
- 6 負担金については、以下のとおりとする。
 - ・参加選手から徴収される負担金は、専門部事業費、大会開催費として支出する。
 - ・余剰金は、本連盟事務局へ納入する。
- 7 参加料については、以下のとおりとする。
 - ・参加選手から徴収される参加料は、大会開催費として支出する。
 - ・大会参加料で大会開催ができる専門部は、100円単位で減額して徴収することができる。
 - ・余剰金は、参加選手一人当たり100円単位で返金する。その他については、次の大会に繰り越す。年度末の大会については、次年度の大会に繰り越す。
- 8 会計処理については、以下のとおりとする。
 - ・専門部は、大会終了後速やかに大会決算書を本連盟事務局へ提出する。
 - ・専門部は、年度末に決算書を提出する。